平成２１年（フ）第６９０号
大分市大字古国府482番地の２
債務者　北條　孝則
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２２号
宮崎市新別府町城元282番地９　川﨑アパート201号
債務者　久保巳都男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７８号
宮崎県延岡市鶴ケ丘１丁目６番４号
債務者　元村　祐太
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７９号
宮崎県延岡市鶴ケ丘１丁目６番４号
債務者　元村　佳世
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９１号
宮崎県延岡市昭和町３丁目2011番地１
債務者　木原　泰幸
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末2124番地
県営本村団地２棟204号
債務者　東　　富子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９３号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西４番９号
債務者　松嶋　美香
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９４号
宮崎県延岡市北方町川水流卯1644番地
債務者　樋吉　玉代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３１号
北海道磯谷郡蘭越町名駒町171番地８
債務者　熊谷　文子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第３２３号
福井市上北野１丁目29番25号
債務者　今立　博美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
福井県坂井市春江町針原第35号５番地
債務者　木下　悦夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
福井市椙谷町第10号14番地
債務者　西　多美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
福井県坂井市三国町宿３丁目１番30号
債務者　坂井　幸恵（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
福井県越前市塚原町第24号７番地の７
債務者　池田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
長野市大字稲葉2538番地６
債務者　宮尾　武子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
長野市中越１丁目２番５号
債務者　川﨑　愼治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
兵庫県宝塚市安倉中１丁目12番16号
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４２４号
兵庫県伊丹市伊丹８丁目１番15号
債務者　廣住美穂子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部